建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年８月25日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成27年７月27日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社中村工業所　中村　英二　埼玉県久喜市大字小右衛門1349　国土交通大臣許可（般・特―23）第11044号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（さく井工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年６月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年８月25日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成27年７月27日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大勝建設株式会社　宮内　　隆　茨城県神栖市波崎8850　国土交通大臣許可（般・特―26）第3235号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年６月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年８月25日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成27年７月27日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エム・テック　堀江　政夫　千葉県船橋市西船５―26―25　国土交通大臣許可（般―22）第18744号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年６月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年８月25日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成27年７月27日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　長谷川体育施設株式会社　柴田　敏久　東京都世田谷区三軒茶屋２―11―23　国土交通大臣許可（特―22）第2224号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年６月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年８月25日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成27年７月27日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　パナソニックフードアプライアンス株式会社　陶山　幸司　東京都台東区北上野１―10―14　国土交通大臣許可（般・特―26）第18345号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業及び電気通信工事業に関する一般建設業の許可並びに管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年６月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年８月25日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成27年７月27日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　杉山建設工業株式会社　杉山　芳夫　千葉県習志野市実籾５－４－９　国土交通大臣許可（般・特―25）第17857号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年７月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第７０４４３号

大阪府東大阪市御厨南３丁目１番37―904号　近鉄八戸ノ里第２ガーデンハイツＡ―904号
申立人　生井　伸和
本籍大阪府東大阪市三ノ瀬２丁目31番地１、最後の住所大阪府東大阪市三ノ瀬２丁目３番７号、死亡の場所大阪府八尾市、死亡年月日平成19年５月12日、出生の場所福岡県鞍手郡西川村、出生年月日昭和２年10月23日、職業無職
被相続人　亡　岡松ヒサ子
事務所　大阪市中央区平野町１丁目８番15号　マルイト平野町ビル３階
相続財産管理人　弁護士　牧　　直樹
大阪家庭裁判所

平成２７年（家）第１１２５号

大阪府泉佐野市中庄1081番地の95
申立人　木下　秀子
本籍大阪府泉佐野市中庄1081番地95、最後の住所大阪府泉佐野市中庄1081番地の95、死亡の場所大阪府泉南市、死亡年月日平成27年３月24日、出生の場所三重県津市、出生年月日大正10年１月２日、職業不詳
被相続人　亡　中村　文子
事務所　大阪市中央区今橋２丁目２番２号南都銀行大阪北浜ビル７階
相続財産管理人　弁護士　山下　良策
大阪家庭裁判所岸和田支部

平成２７年（家）第３７３号

和歌山県和歌山市吉礼347番地の２
申立人　山本　幸子
本籍和歌山県和歌山市元寺町南ノ丁38番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日平成27年４月22日、出生の場所死亡の場所と同じ、出生年月日大正５年11月５日、職業不明
被相続人　亡　髙山　繁代
事務所　和歌山県橋本市東家１丁目１番15号　ファーサードビル２階　紀北はしもと法律事務所
相続財産管理人　弁護士　堀江　佳史
和歌山家庭裁判所

平成２７年（家）第１６９号

東京都品川区東大井３丁目17番４号
申立人　プリマハム株式会社
本籍愛媛県宇和島市祝森甲1125番地、最後の住所愛媛県北宇和郡松野町大字豊岡3011番地１、死亡の場所愛媛県東温市、死亡年月日平成25年９月14日、出生の場所愛媛県北宇和郡来村、出生年月日昭和８年３月20日、職業不明
被相続人　亡　三好　　勝
事務所愛媛県宇和島市佐伯町２丁目３番29号
相続財産管理人　弁護士　増田　吉利
松山家庭裁判所宇和島支部